

I. アリゾナ州ピマ郡検察局被害者／証人プログラム ボランティアのための被害者／証人ガイドブックより（1997年5月版）

はじめに

民間ボランティアによる事件後早期の危機介入と直接的支援のモデルとして、アリゾナ州ピマ郡検察局被害者・証人（VW）プログラム（ツーソン市所在、ビッキー・シャープ代表）の活動が知られている。

本プログラムは、犯罪被害者への包括的な支援を行うために 1975 年に設立された。支援活動として、事件発生現場での対応支援・死亡告知・被告人の釈放および裁判状況についての通知・裁判の進行状況についての説明・裁判への付添い・事件や災害の後のデブリーフィングなどが行われている。プログラムは、最初、事件発生現場での対応支援を金曜日と土曜日の夜間に二人のスタッフが行うことから始められたが、現在は 20 数名の職員と約 100 名のボランティアが毎日 24 時間対応するまでになっている。

筆者らは最近その活動を実地に視察する機会を得、被害者のニーズに応じた支援が、速やかに、極めて自然な形で為されていることと、訓練されたボランティアが誇りを持ってこの活動に取り組んでいる姿に深い簡明を受けた。

ページャー・ユニットの 2 名のボランティアとの夜間パトロールの途中で、私はボランティアとともに市内のあるコミュニティーセンターに立ち寄り、そこで開催されていた VW プログラムによるボランティアのための定期研修に参加した。二人の有資格指導者が数十人のボランティアを対象に講義を行い、和やかな雰囲気の中で意見が交換されていた。充実した研修・指導に、個々のボランティアが意欲的な姿勢で応えており、このような研修を通して、質高く心の通った優れた支援チームが形成されてきたことを、理解することが出来た。

本ガイドブックは、ピマ郡検察局被害者・証人プログラムのボランティアの研修資料として、また、彼らの日常活動における実践の指針として使用されている。記述がきわめて具体的、実際的であることが特徴的で、内容的には我が国での活動に生かせるものも多いが、ピマ郡やツーソン市固有の施設や、社会的資源、制度などについて詳しい説明も見られる。この町の何処に何があり、そのときの被害者ニーズに応えるには誰を介して何処に何時までに連れて行けばよいのか。その施設で注意すべきことは何か。本書には随所にそのような記述があり、その意味においてそのままの形で我が国で用いられるものではない。しかし、改めて言うまでもなく、被害者支援は本来、個々の被害者のニーズに的確に応えられるような進展を目指すべきもので、実践に役立つガイドブックは、本来、その地域固有の事情を色濃く反映すべきものでもある。

本ガイドブックから、我々は、ピマ郡検察局被害者・証人プログラムにおけるボランティアの実践と、その行動の指針について、多くのことを学ぶことが出来る。と同時に、我々は本書を通して、常に被害者のニーズへの最善の対応を心がける VW プログラムの姿勢と、その実践のために用意されるべきボランティア用ガイドブックのあり方についても、学ぶべきところが大きい。

我が国においても、いずれは、民間被害者援助組織がそれぞれにその地域固有の事情を様々な形に取り入れた、充実したボランティア用ガイドブックを備えて行けるとよい。そのような思いから、以下に、本ガイドブックの一部を紹介する。

ボランティアのための被害者／証人ガイドブック

目次

ページャー (訳者註：無線機形態夜間休日パトロール班活動の説明)

安 全

危機介入

パートナーとなることと、そのプロセス

一般的資源

死亡告知

地図の見方と地理

連絡方法

書類事務

その他

被害者・証人サービスの利用できる人

上記の11項目中、特に重要と思われる、下線を付した「危機介入」、「一般的資源」、「パートナーとなることと、そのプロセス」、「死亡告知」、「書類事務」の5項目について、以下に逐語的に訳出し、紹介する。

危機介入

1. 概要

1.1 危機介入とは、クライアントが安定したより正常な状況のもとでコントロールを取り戻していくことを目的とする、あなたとクライアントとのあらゆる接触を言う。

1.2 あなたの態度は、積極的で明るいものでなければならないということを覚えていること。あなたは、クライアントがサポートと援助を望みかつそれを受け入れられる場合に、それらを提供するために居るのである。このことはまた、クライアントのライフスタイルや価値観についてあなたが判断を下すようなことをしてはいけないということを意味している。

1.3 また、あなたは、警察官ではないということを自覚し、刑事や捜査官のように振る舞うべきではない。もし、あなたが証拠となるようなものに気付いたときには、それを乱すことなく保護し、出来る限り早急に警察に知らせるべきである。

2. 最初の接触

2.1 法執行機関（警察等）関係者がいる場合には、彼らとの話し合いは、必ずクライアントのいないところで行うこと。クライアントに会う前に、必ず、可能な限り完全な状況像を把握しておくこと。

2.2 あなたとクライアントとの最初の接触を、ABCモデルの即時適用を用いて確立すること。出来るなら、クライアントを座らせるように試みること。

2.3 クライアントに水をあげること。ただし、性暴力被害が申し立てられていて、医者診察をまだ受けていないような被害者の場合は除く。それ以外のときは、クライアントに水をすすめよう。口の中やまわりに残された精液が証拠になるかもしれないので、はじめに法執行機関に尋ねること。

2.4 もしクライアントが薬を求めている、それが手許にある場合、彼らが自分で取るぶんには構わないけれど、薬（アスピリンを含む）をあなたが提供したり投与したりするようなことは、決してしないこと。

2.5 死亡を告知すべき状況であれば、実際の告知は、あなたによってであれ、法執行官の職員によってであれ、いずれにしても出来るだけ早くなされるべきである。

3. 訪問の実施

3.1 クライアントと一緒に活動の間は、常にABCモデルを適用しなさい。あなたのもっとやり易い修正型があるかもしれませんが、常に基本的ガイドラインに忠実でありなさい。

3.2 家庭内暴力あるいは、近所の揉め事に対応する場合、あなたはクライアントに対して、保護命令（Protection Orders）とハラスメント命令（Harassment Orders）を説明することが出来なければならない。

3.21 保護命令

3.211 この命令は、被告人への送達の日から6ヶ月間有効である。

3.212 この命令は、夫・妻・前の配偶者といったごく近い家族構成員に適用される。1986年8月14日からDV法は、同じ家庭で暮らしている、或いは暮らしていたことのある、家族関係にない異性の人物に対しても適用されるようになった。

3.213 通常、一件の家庭内暴力で、保護命令発令の十分な根拠とされる。

3.214 保護命令を要請する人は、命令を求める請願書を書き上げ、自ら治安判事裁判所或いは市の上位裁判所に出廷し、請願書を提出しなければならない。

3.215 この命令に伴い裁判費用がかかる。クライアントに収入がほとんど或いは全く無い様な場合には、その支払方法について判事或いは治安判事に交渉することができる。

3.216 アリゾナ州の他の郡あるいは他の州での命令行使を求める場合には、特に複雑な問題が生じるので、クライアントは擁護スタッフから助言を受ける必要がある。

3.217 緊急保護命令が、裁判時間外のDVの被害者にとって利用可能である。その場合、現場の法執行官が緊急保護命令を要請し、被告人にそれを行わせる。被害者に対して、次に裁判所が開いている日の午後5時までに通常の保護命令を得なければならないと忠告することを忘れないこと。

3.22 ハラスメント命令

3.221 この命令は、被告人に送達した日から6ヶ月間有効である。

3.222 この命令は、同居していない家族関係にない人に対して行使される。

3.223 ハラスメント命令の発令には、通常人がハラスメントと見なす一連の行為を必要とする（例えば、早朝の頻回の電話、公共の場における猥雑な悪口、身体的暴力・ストーキング、私財の毀損など）。ハラスメントの事実のおおよその日時を知っておくことがベストである。

3.224 ハラスメント命令を要請する人は、自分でその請願書を提出しなければならない。

3.225 この命令に伴って裁判費用がかかるが、これはほとんど交渉の余地がない。

3.23 クライアントをリファーするための手続き

3.231 命令を得るための新たな手続きとして、我々がクライアントを関連する裁判所に直接送り届けることが必要となる。どの裁判所が適当であるかを、以下のように確かめる：

3.2311 Green Valley や Marana、City of South Tucson あるいは Oro Valley 以外の地域に住んでいるクライアントは、E.Alameda 103にある Tucson 市裁判所3階にある申し立て受付へ案内すること。

3.2312 Green Valley や Marana、City of South Tucson あるいは Oro Valley に住んでいるクライアントは、特別地区擁護スタッフにリファーすること。もし、あなたがクライアント自身に指示したいのであれば、このガイドブックの「その他」の章のH.O、P.Oの箇所を参照すること。

3.2313 離婚訴訟を提起した人は、Pima 郡のどこに住んでいるかに関わらず、West Congress110 の高等裁判所の事務室にリファーされなければならない。

3.3 あなたは、個人的な体験や人名要覧を用いて、あなた自身のリファー先資源（リスト）を充実させて行かなければならない。出来る限りいつでも、クライアントに幾つかの資源からの選択（の機会）を与えるよう試みること。

3.4 チームメンバーは互いに、クライアントの咄嗟の反応や自分のパートナーのボディランゲージに対し敏感でなければならない。もし訪問の際のリーダー役が充分前進できない場合には、役割を交替しよう。

3.5 そうするのが安全だと感じたら、出来るだけ早く警察官を解放すること。

4. 訪問の終結

4.1 状況が安定したら、クライアントにあなたのファーストネームのみと、適切なリファー先を記した、あなたのカードを渡しなさい。

4.2 手順を振り返ってみた上で、VW（被害者証人）オフィスへとつなげる。

4.3 長居はしないこと。出来る限りの事をしたなら、潔く退去すること。

4.4 もし状況が適切であれば、あなたが去る前に評価用紙を残していこう（ツーソン市のみ）。

5. その他

5.1 あなたが全ての人を助けられるわけではありません。チームが何の進展も得なければ、クライアントにあなたのカードを渡して辞去しよう。

5.2 あなたと一緒にいるあらゆる警察官のニーズに敏感でありなさい。おそらくあなたは、面倒な場所から警察官を救うことができる。彼らがあなた以上にストレスを受けやすいということ、覚えておくこと。

5.3 法執行機関に対し、クライアントに何が起きたかということ、伝え続けること。そのために、非公式のメモを使ってもよいであろう。

5.4 あなたのパートナーや、警察官、他の資源の人々に対し、特別な仕事をしてくれたと感じたら、感謝の気持ちとその評価の記録を広く伝えよう。